



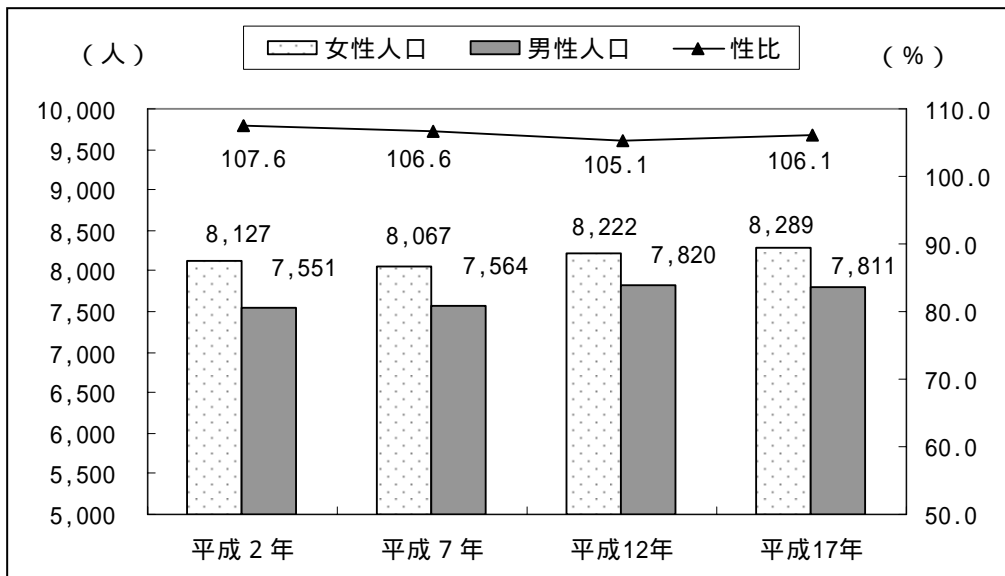
資料編

〔資料1 吉野ヶ里町の男女共同参画をとりまく現状〕

人口

人口の推移

- ・人口は増加傾向です。平成2年から、平成17年までの15年間で、女性人口は162人、男性人口は260人、人口総数は422人の増加です。
- ・性比では、女性のほうが多い傾向が続いています。



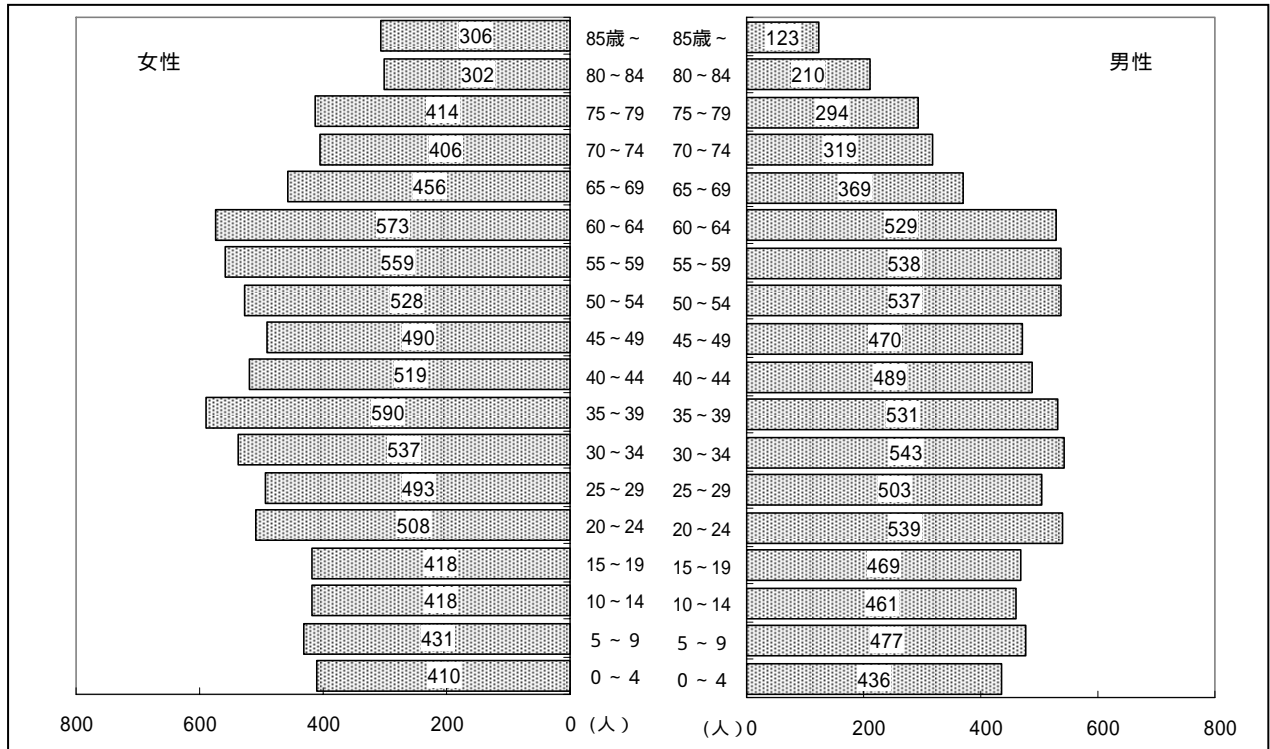
	単位	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
人口総数	人	15,678	15,631	16,042	16,100
A 女性	人	8,127	8,067	8,222	8,289
B 男性	人	7,551	7,564	7,820	7,811
性比	(A/B)%	107.6	106.6	105.1	106.1

資料 国勢調査

## 人口ピラミッド

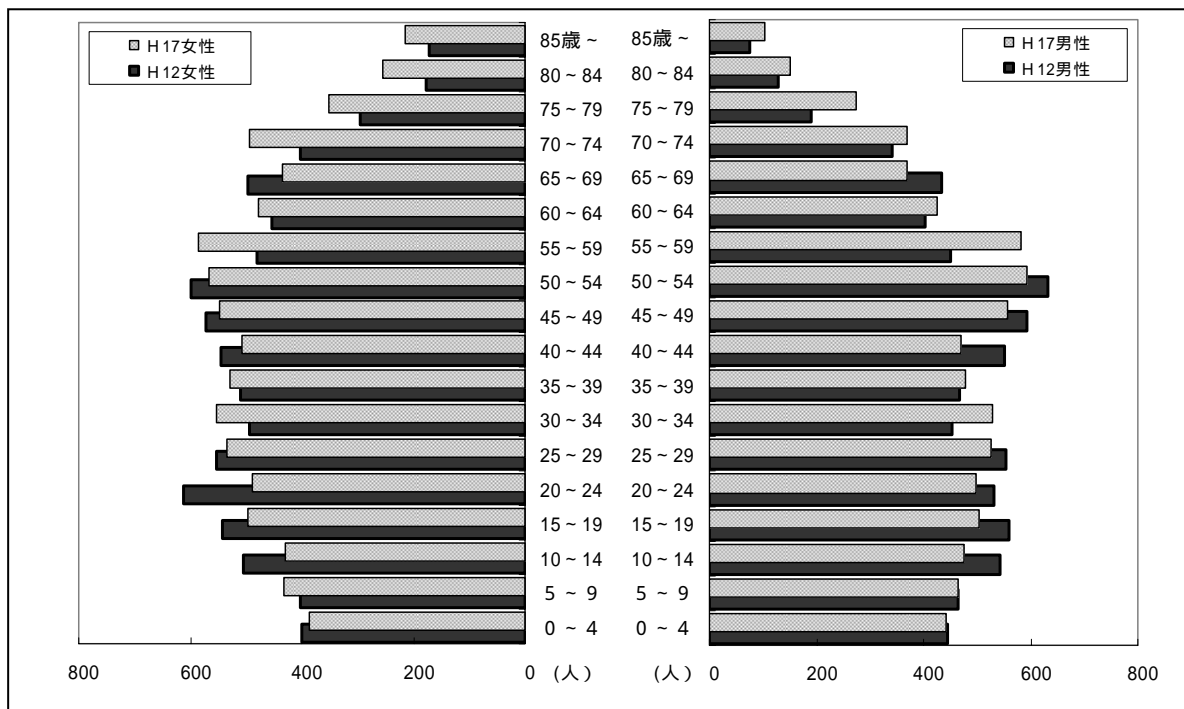
- ・平成 22 年 5 月 31 日現在の人口を男女で比較すると、65 歳以上において、女性が男性に比べて特に人口が多くなっています。
- ・平成 12 年、平成 17 年の国勢調査による 5 歳階級人口ピラミッドの比較から、この 5 年間で人口の増加がみられるのは、男女とも、5 ～ 9 歳、30 ～ 39 歳、55 ～ 64 歳、70 歳以上の層です。

吉野ヶ里町の性別の人口（平成 22 年 9 月 30 日現在）

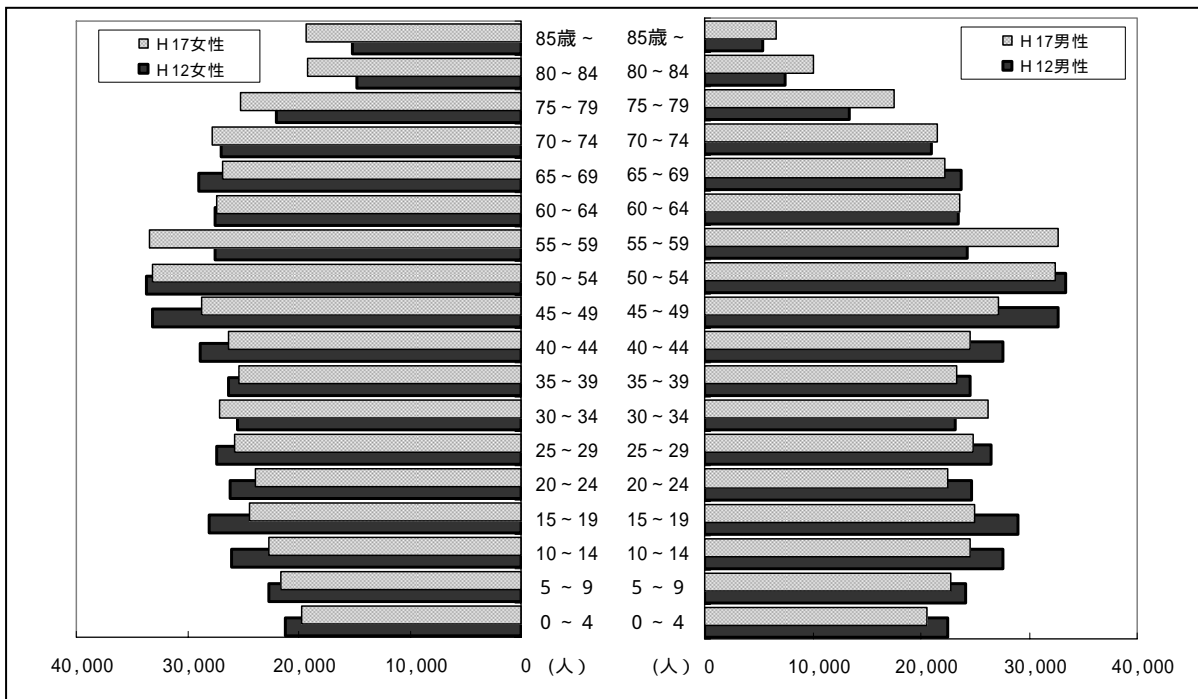


資料 平成 22 年 吉野ヶ里町人口異動調査（9 月 30 日現在）

吉野ヶ里町の性別の人口の推移（平成 12 年、平成 17 年）



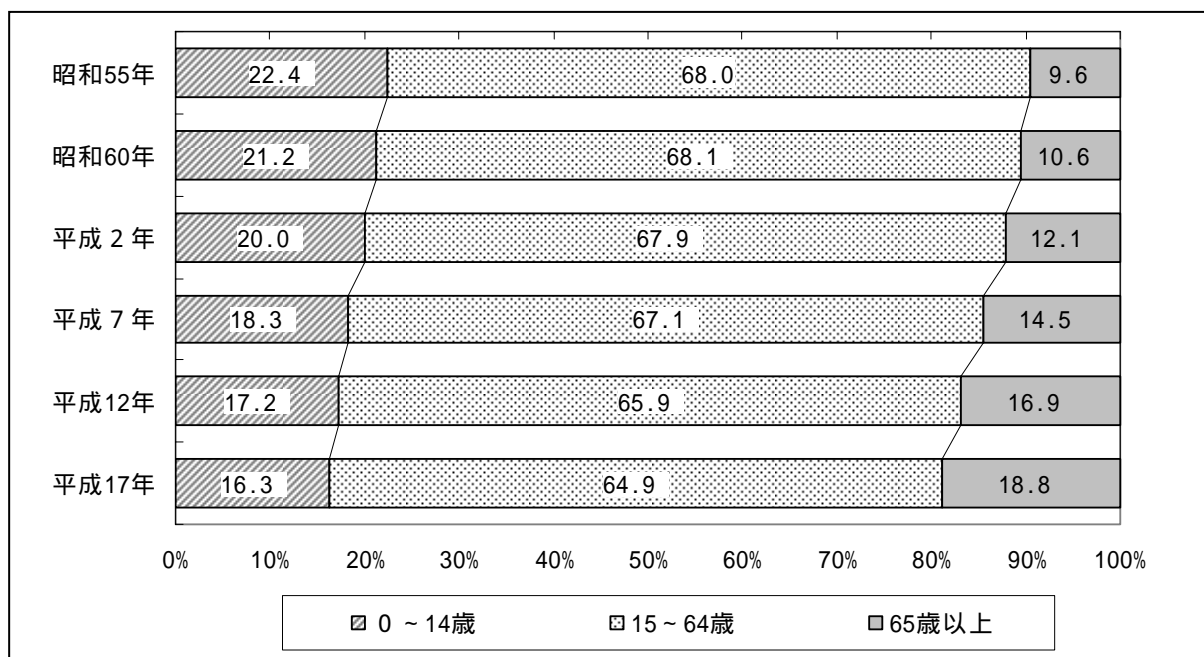
佐賀県の性別の人口の推移（平成 12 年、平成 17 年）



資料 国勢調査

## 年齢3区分別人口

- ・年齢3区分別では、老年人口（65歳以上）の構成比の増加、年少人口（1～14歳）の構成比の減少が続いており、少子高齢化が進行しています。
- ・佐賀県の年齢構成比と比較すると、本町の方が、年少人口（1～14歳）の割合が高く、老年人口（65歳以上）の割合が低くなっています。

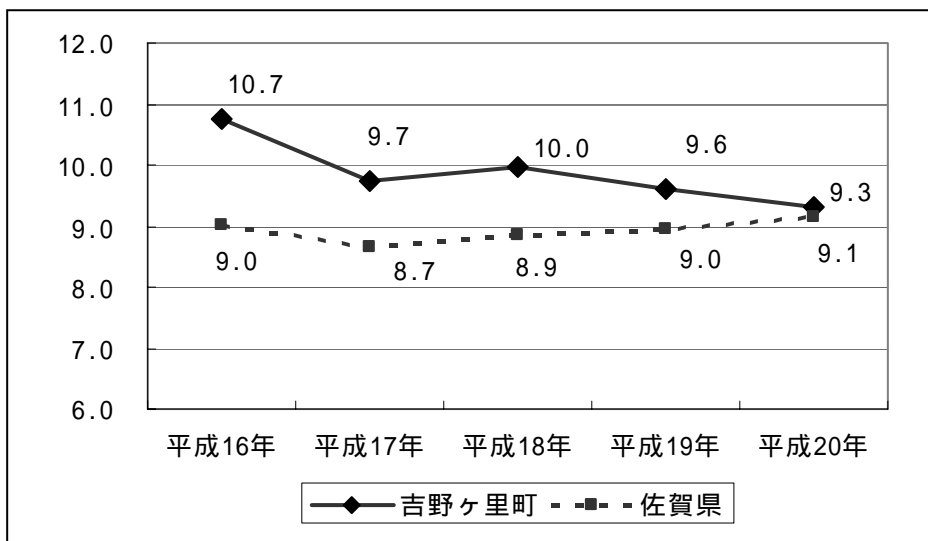
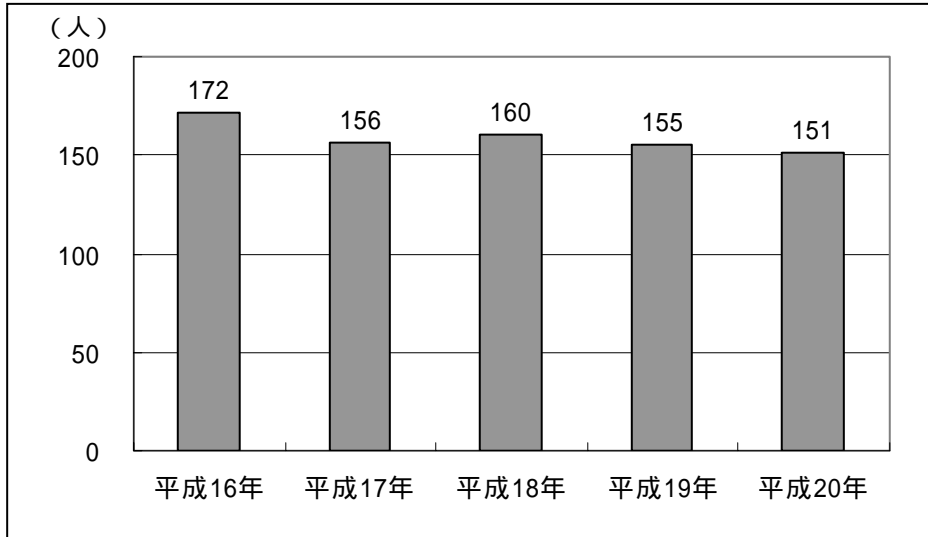


		年齢階層	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
吉野ヶ里町	実数 (人)	0～14歳	3,251	3,168	3,129	2,868	2,760	2,630
		15～64歳	9,861	10,161	10,652	10,492	10,566	10,449
		65歳以上	1,394	1,582	1,897	2,271	2,716	3,021
		計	14,506	14,911	15,678	15,631	16,042	16,100
	構成比 (%)	0～14歳	22.4	21.2	20.0	18.3	17.2	16.3
		15～64歳	68.0	68.1	67.9	67.1	65.9	64.9
		65歳以上	9.6	10.6	12.1	14.5	16.9	18.8
		計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
佐賀県	実数 (人)	0～14歳	200,620	196,114	177,614	160,307	144,028	131,969
		15～64歳	562,529	569,523	566,934	566,671	553,351	537,864
		65歳以上	102,377	114,353	132,972	157,329	179,132	196,108
		計	865,526	879,990	877,520	884,307	876,511	865,941
	構成比 (%)	0～14歳	23.2	22.3	20.2	18.1	16.4	15.2
		15～64歳	65.0	64.7	64.6	64.1	63.1	62.1
		65歳以上	11.8	13.0	15.2	17.8	20.4	22.6
		計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料 国勢調査

## 出生の動向

- ・出生数は、佐賀県は横ばいですが、本町は平成18年から平成20年にかけて減少傾向です。
- ・人口千人に対する出生数（出生率）は、平成16年から平成20年にかけて減少傾向にあります。



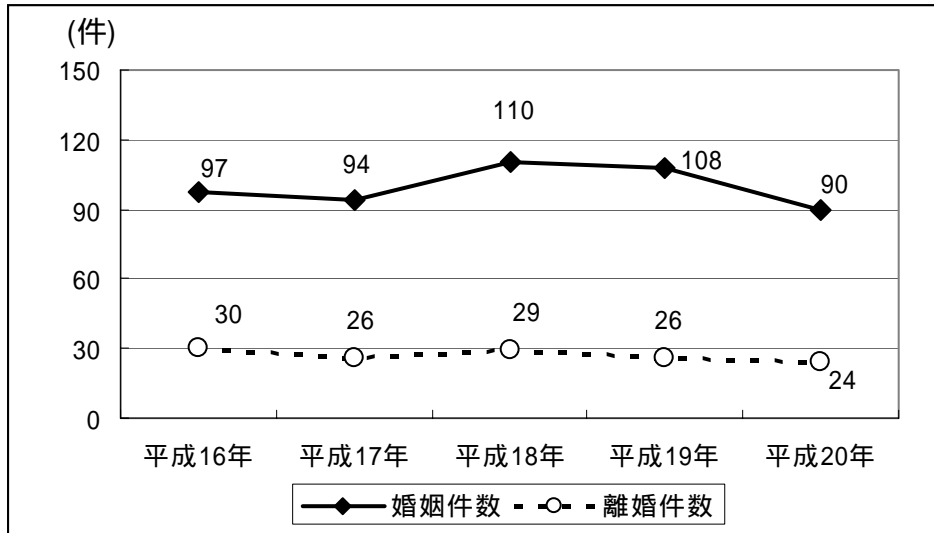
	項目	単位	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
吉野ヶ里町	出生数	人	172	156	160	155	151
	出生率	人口千人対比	10.7	9.7	10.0	9.6	9.3
	人口	人	16,003	16,030	16,062	16,117	16,229
佐賀県	出生数	人	7,844	7,508	7,647	7,703	7,819
	出生率	人口千人対比	9.0	8.7	8.9	9.0	9.1
	人口	人	869,876	866,369	862,547	859,205	855,676

資料 人口動態統計

## 婚姻の動向

### 婚姻件数、離婚件数

- ・婚姻件数、離婚件数とも平成18年から平成20年にかけて減少しており、婚姻件数は減少傾向が大きくなっています。



	項目	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
吉野ヶ里町	婚姻件数	97	94	110	108	90
	離婚件数	30	26	29	26	24
佐賀県	婚姻件数	4,374	4,155	4,270	4,213	4,210
	離婚件数	1,714	1,759	1,658	1,542	1,468

資料 人口動態統計

### 未婚率（15歳～49歳）

- ・平成17年の15歳以上の未婚率は、男性31.8%、女性24.6%と、男性の方が高くなっており、すべての年代で、男性の未婚率が女性に比べて高くなっています。
- ・佐賀県と比較して、男女とも、15歳以上の総数では、未婚率が高くなっています。

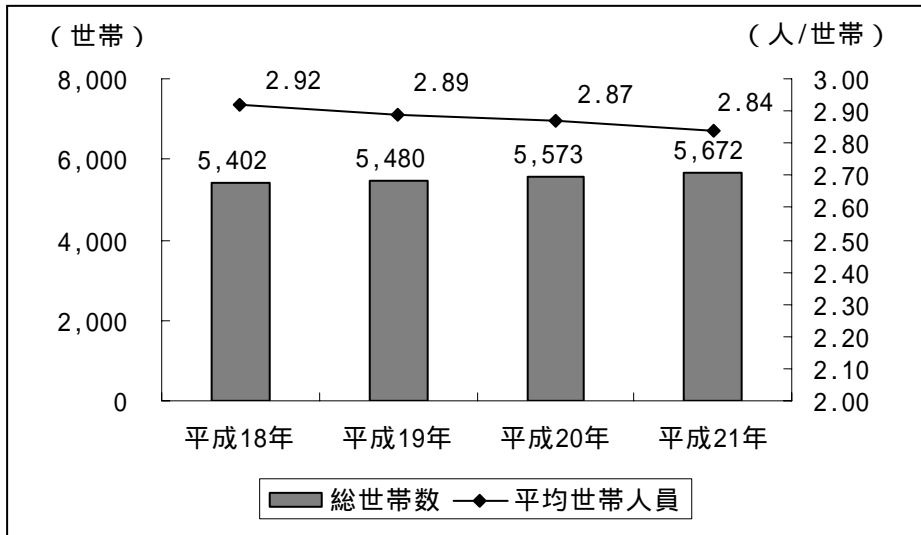
	男性				女性			
	総数	未婚実数	未婚率	未婚率 佐賀県	総数	未婚実数	未婚率	未婚率 佐賀県
15歳以上総数	6,429	2,046	31.8	28.6	7,041	1,734	24.6	21.9
15～19歳	504	502	99.6	99.7	497	492	99.0	99.2
20～24歳	499	447	89.6	89.9	488	426	87.3	85.7
25～29歳	526	330	62.7	65.4	535	283	52.9	56.2
30～34歳	530	228	43.0	42.6	552	171	31.0	29.9
35～39歳	477	134	28.1	29.7	530	103	19.4	18.2
40～44歳	471	97	20.6	20.9	507	69	13.6	11.6
45～49歳	557	99	17.8	15.8	547	47	8.6	8.0

資料 平成17年国勢調査

## 世帯の動向

### 世帯数、平均世帯人員

- ・平成 18 年から、平成 21 年にかけて、総世帯数は増加傾向にありますが、平均世帯人員は減少傾向にあります。世帯分離等によるものと推察されます。



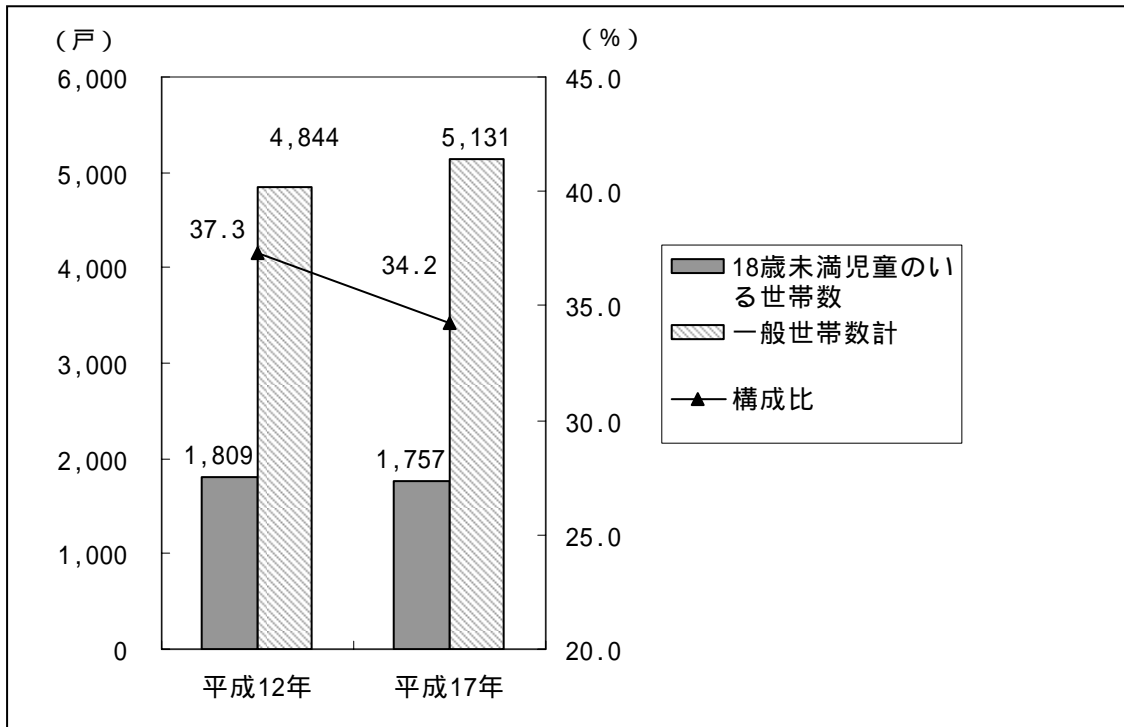
	単位	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総世帯数	世帯	5,402	5,480	5,573	5,672
人口	人	15,778	15,818	16,007	16,093
平均世帯人員	(人/世帯)	2.92	2.89	2.87	2.84

資料 住民基本台帳(3月末)



### 一般世帯における 18 歳未満児童の割合

- ・平成 12 年と平成 17 年の 18 歳未満児童のいる世帯数の割合は減少しています。
- ・佐賀県と比較すると、18 歳未満児童のいる世帯数の割合は高くなっています。

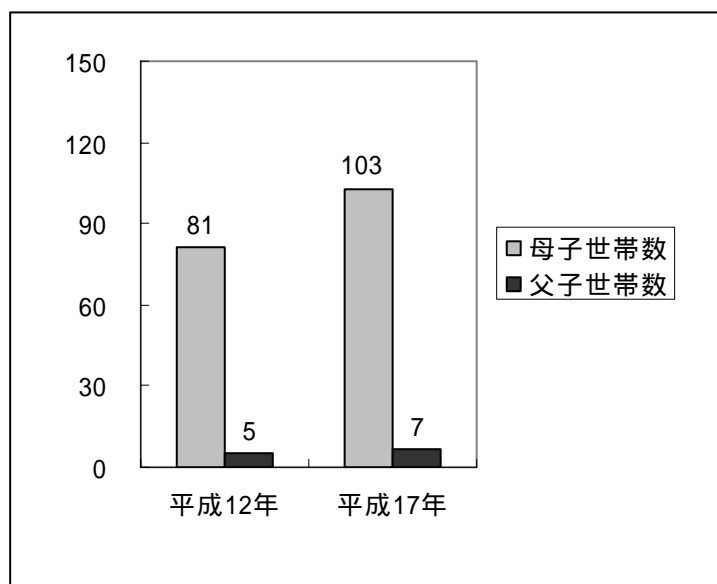


	家族構成	実数 (戸)		構成比 (%)	
		平成12年	平成17年	平成12年	平成17年
吉野ヶ里町	18歳未満児童のいる世帯数	1,809	1,757	37.3	34.2
	一般世帯数計	4,844	5,131	100.0	100.0
佐賀県	18歳未満児童のいる世帯数	94,642	87,434	34.1	30.5
	一般世帯数計	277,606	286,239	100.0	100.0

資料 国勢調査

### 母子世帯、父子世帯数

- ・平成 12 年、平成 17 年において母子世帯が父子世帯に比べて多くなっています。
- ・平成 12 年と平成 17 年の比較では、母子世帯数、父子世帯数ともに増加しています。



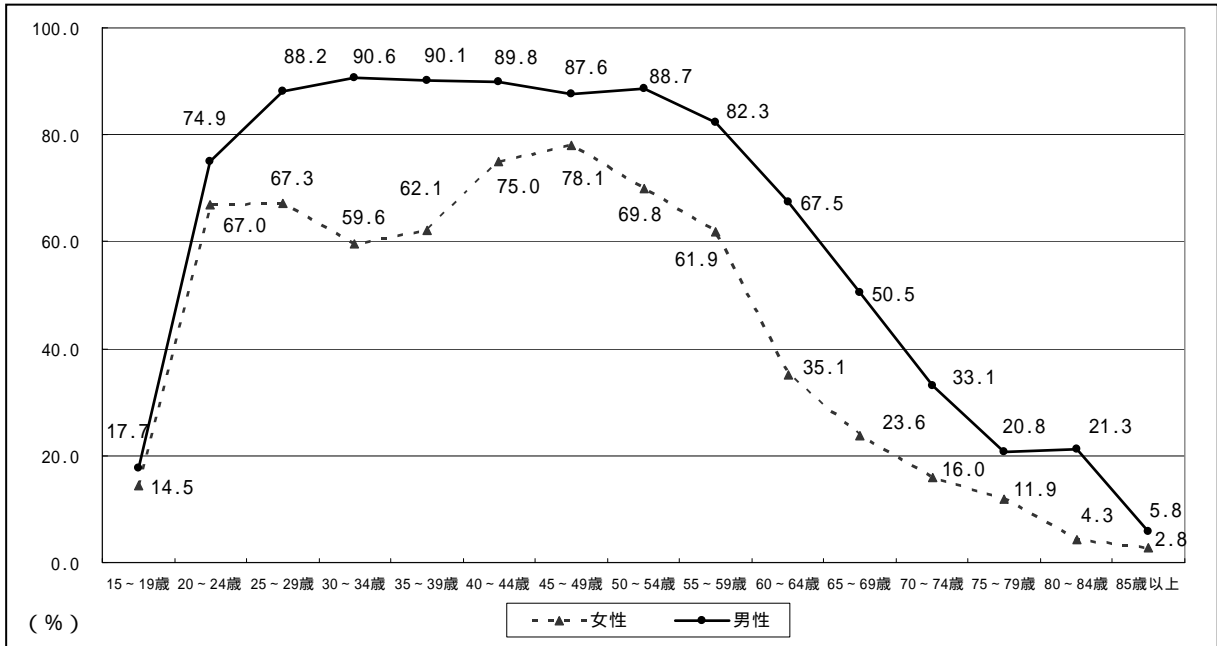
	家族構成	実数 (戸)		構成比 (%)	
		平成12年	平成17年	平成12年	平成17年
吉野ヶ里町	母子世帯数	81	103	1.7	2.0
	父子世帯数	5	7	0.1	0.1
	一般世帯数計	4,844	5,131	100.0	100.0
佐賀県	母子世帯数	4,482	5,182	1.6	1.8
	父子世帯数	491	520	0.2	0.2
	一般世帯数計	277,606	286,239	100.0	100.0

資料 国勢調査

## 女性の就労状況

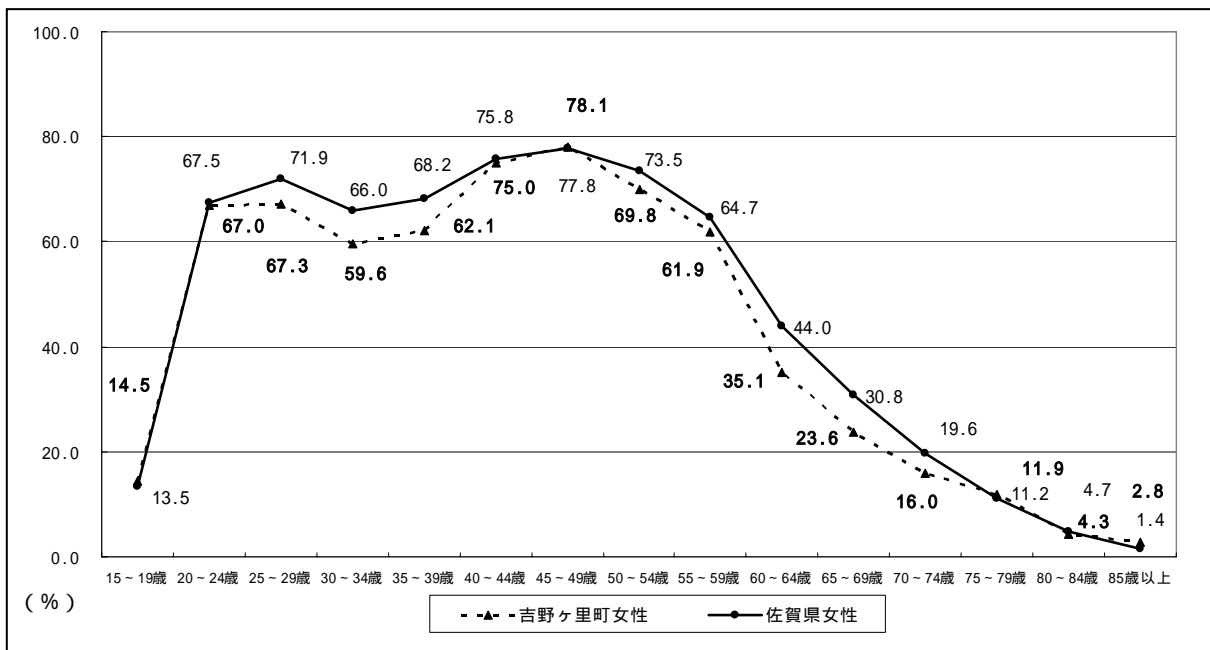
### 吉野ヶ里町における男女別5歳階級別就業率

- ・15歳以上のすべての年齢層において、女性の就業率は男性に比べて低くなっています。
- ・女性の結婚、出産が多くなっていると思われる25歳から49歳にかけて、就業率のグラフが谷になっており、いわゆるM字曲線を描いています。



### 佐賀県と本町の女性の5歳階級別就業率

- ・佐賀県の15歳以上の女性の就業率と比べると、本町の女性の方がM字曲線の谷が深くなっており、就業率が低くなっています。



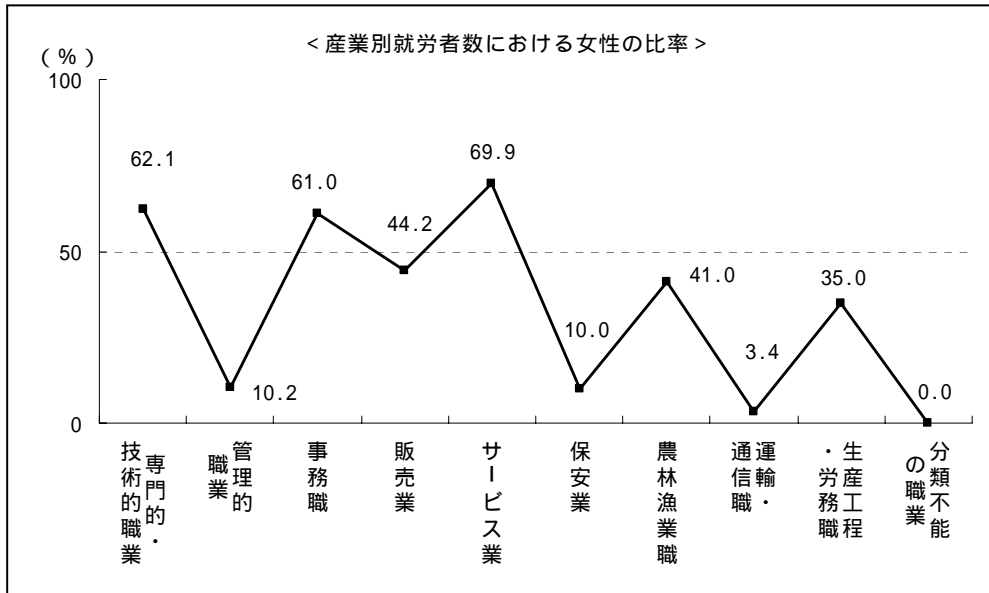
(単位：人、%)

	吉野ヶ里町						佐賀県		
	男性			女性			女性		
	人口	就業者数	就業率	人口	就業者数	就業率	人口	就業者数	就業率
15歳以上総数	6,429	4,442	69.1	7,041	3,392	48.2	393,909	191,206	48.5
15～19歳	504	89	17.7	497	72	14.5	24,449	3,292	13.5
20～24歳	499	374	74.9	488	327	67.0	23,909	16,137	67.5
25～29歳	526	464	88.2	535	360	67.3	25,748	18,506	71.9
30～34歳	530	480	90.6	552	329	59.6	27,112	17,883	66.0
35～39歳	477	430	90.1	530	329	62.1	25,428	17,340	68.2
40～44歳	471	423	89.8	507	380	75.0	26,294	19,939	75.8
45～49歳	557	488	87.6	547	427	78.1	28,770	22,387	77.8
50～54歳	593	526	88.7	567	396	69.8	33,089	24,321	73.5
55～59歳	581	478	82.3	586	363	61.9	33,471	21,654	64.7
60～64歳	424	286	67.5	478	168	35.1	27,350	12,039	44.0
65～69歳	370	187	50.5	436	103	23.6	26,808	8,248	30.8
70～74歳	369	122	33.1	495	79	16.0	27,810	5,457	19.6
75～79歳	274	57	20.8	353	42	11.9	25,204	2,820	11.2
80～84歳	150	32	21.3	256	11	4.3	19,205	908	4.7
85歳以上	104	6	5.8	214	6	2.8	19,262	275	1.4

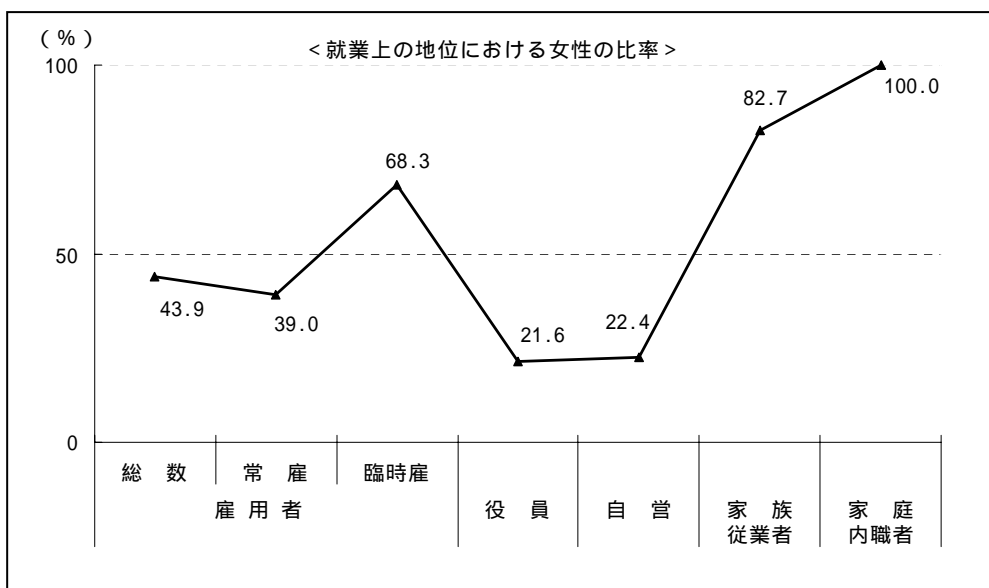
資料 平成 17 年国勢調査

## 職業別就業者数、就業上の地位における女性比率

- ・産業別就労者数をみると、管理的職業、保安業、運輸・通信業において、特に女性の割合が低くなっています。
- ・就業上の地位をみると、臨時雇用、家族従業者、家庭内職者における女性の割合が高くなっています。



	総数	技術的・専門的職業	管理的職業	事務職	販売業	サービス業	保安業	農林漁業職	運輸・通信職	生産工程・労務職	分類不能の職業
全体(人)	7,834	1,028	157	1,272	789	677	751	551	232	2,376	1
女性(人)	3,392	638	16	776	349	473	75	226	8	831	0
女性構成比(%)	43.3	62.1	10.2	61.0	44.2	69.9	10.0	41.0	3.4	35.0	0.0



	総数	雇用者			役員	自営	家族従業者	家庭内職者
		総数	常雇	臨時雇				
全体(人)	7,834	6,374	5,297	1,077	218	805	423	14
女性(人)	3,392	2,801	2,065	736	47	180	350	14
女性構成比(%)	43.3	43.9	39.0	68.3	21.6	22.4	82.7	100.0

## 女性の方針決定の場への参画

- ・ 首長、自治会長、議員に関して、現在、女性はいません。
- ・ 審議会・委員会等への女性の登用率は、吉野ヶ里町が総合計画に掲げた目標である30%と比較して低い割合となっています。
- ・ 町における管理職は現在25名のうち、女性は2名です。

### 首長、自治会長、議員の状況

	女性(人)	男性(人)
町長	0	1
副町長	0	1
自治会長	0	39

	女性(人)	男性(人)
議員	0	15

資料 吉野ヶ里町(平成22年4月1日現在)

### 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況

	審議会等数(人)	うち女性委員のいる審議会	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性比率(%)
平成19年	15	13	177	37	20.9
平成20年	16	14	191	36	18.8
平成21年	19	16	287	50	21.2
平成22年	17	16	195	48	24.6

広域の審議会を除く

### 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の女性の登用状況

	教育委員会 女性委員数 (人) (総数5人)	選挙管理 委員会 (人) (総数4人)	監査委員 (人) (総数2人)	農業委員会 (人) (総数21人)	固定資産 評価審査 委員会 (人) (総数4人)	女性委員数 合計(人) (総数36人)	女性委員 割合(%)
平成18年	1	0		0	0	1	2.9
平成19年	2	0	0	2	0	4	11.1
平成20年	2	0	0	2	0	4	11.1
平成21年	2	0	0	2	0	4	11.1
平成22年	2	0	0	2	0	4	11.1

### 吉野ヶ里町における女性の職員数と管理職(課長級以上)の状況

	職員総数 (人)	うち女性 職員数 (人)	女性比率 (%)	管理職 総数 (人)	うち女性 管理職数 (人)	管理職 女性比率 (%)
平成18年	156	52	33.3	22	0	0.0
平成19年	150	51	34.0	22	1	4.5
平成20年	151	51	33.8	20	1	5.0
平成21年	151	51	33.8	23	1	4.3
平成22年	146	50	34.2	25	2	8.0

〔資料2 吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定部会委員名簿〕

委員会 役職	氏 名	団体・機関等
部会長	筒井 佐千生	男女共同参画を進める会
副部会長	岡 恵美子	男女共同参画を進める会
委 員	中島 登美子	男女共同参画を進める会
委 員	宮地 昌則	区 長 会
委 員	山田 澄雄	識 見 者
委 員	江口 優子	子 育 て 世 代 代 表
委 員	白石 愛子	子育てサークル等関係者
委 員	田村 幸子	佐賀県くらし環境本部 男女参画・県民協働課
委 員	向井 信介	牟 田 建 設
委 員	中川 寿美	公 募 委 員
委 員	中村 佐知江	公 募 委 員
委 員	那須 紀子	公 募 委 員
委 員	嘉村 恵子	公 募 委 員

アドバイザー

氏 名	役 職
香川 せつ子	西九州大学子ども学部 学部長

〔資料3 吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定庁内委員会名簿〕

氏 名	課 名	役 職
徳安 信之	企 画 課	係 長
三好 千春	住 民 課	係 長
福光 淳子	福 祉 課	係 長
重松 了二	保 健 課	副 課 長
佐藤 吉宏	農 林 課	副 課 長
山崎 正明	都 市 計 画 課	副 課 長
加々良 隆弘	環 境 課	係 長
城尾 良信	商 工 観 光 課	副 課 長
久保 伸洋	学 校 教 育 課	係 長
伊藤 康成	社 会 教 育 課	係 長
事 務 局 総 務 課		



〔資料4 吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定の経緯〕

期 日		内 容	備 考
平成 22 年	6月21日	第1回策定部会 ・委嘱状の交付 ・部会長・副部会長の選任 ・基調講演 ・男女共同参画基本計画策定の趣旨、取り組みの経緯、目的及び位置づけ、策定方針、策定体制 ・今後の進め方	・アドバイザー香川氏による講演 「男女共同参画の実現に向けて～これまでとこれから～」
	7月23日	第1回庁内委員会 ・男女共同参画基本計画策定の趣旨、取り組みの経緯、目的及び位置づけ、策定方針、策定体制 ・今後の進め方 ・庁内の施策実施状況調査について	
	7月下旬 ～8月上旬	・関係団体ヒアリング調査 ・庁内の施策実施状況調査	・ヒアリングは商工会女性部、婦人会、ボランティア、企業など計7団体に実施
	8月24日	第2回策定部会 ・ヒアリングと各課の施策実施状況の報告 ・吉野ヶ里町の課題の整理 ・ワークショップ形式による課題の検討	・ワークショップは2班に分かれ、基本目標に沿って検討
	9月24日	第3回策定部会 ・男女共同参画基本計画の施策の方向性の検討	
	10月15日	第2回庁内委員会 ・男女共同参画基本計画素案の検討	
	11月19日	第4回策定委員会 ・前回の意見を受けた修正点の確認 ・男女共同参画基本計画素案の検討	
	12月6日 ～27日	パブリックコメントの実施	
平成 23 年	1月28日	第5回策定委員会 ・パブリックコメントの結果の報告 ・計画案の確定	

## 〔資料5 関係法令〕

### 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正年月日:平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

#### 目次

前文

第一章 総則(第一条~第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条~第二十条)

第三章 男女共同参画会議

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害

する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
- (都道府県男女共同参画計画等)
- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (施策の策定等に当たっての配慮)
- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
- (国民の理解を深めるための措置)
- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
- (苦情の処理等)
- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
- (調査研究)
- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
- (国際的協調のための措置)
- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)
- 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

#### (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

#### (議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附則 (抄)

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律（抄）

（平成十三年四月十三日法律第三十一号）

最終改正年月日：平成一九年七月一日法律第一一三号

## 目次

前文

第一章 総則（第一条 第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条 第五条）

第三章 被害者の保護（第六条 第九条の二）

第四章 保護命令（第十条 第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条 第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条 第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の指示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和二十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を受けた者に限る。以下この章において同じ。))が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）を、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- （管轄裁判所）

第十一条～第二十二条（略）

## 第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則（略）

## 【 用 語 解 説 】

### 育児・介護休業法

正式名称は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。法律に規定されている労働者の育児・介護休業について、事業主が制度を設けるものです。子どもの養育や高齢者の介護などのために、従業員が休みを取ることができる制度の設置などを事業主が行うことにより、労働者の雇用の継続を図るとともに、育児又は家族の介護のために退職した労働者の再就職の促進を図ることとされています。

### M字型の就労

日本の女性の年齢階層別の労働力率（労働力人口 / 15歳以上の人口）は、出産・育児期に低下し、40歳代で再び高くなるM字曲線を描いています。結婚、出産、子育て期においても就業希望はあるものの、実際就業できない女性が多いことがわかります。

### 家族経営協定

家族経営協定は、家族農業経営をより良いものにするために、労働時間・労働報酬・休日などについて文書により取り決めを行い、それぞれ自覚をもって経営に参画することを目的に締結するものです。

### 固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

### ジェンダー

肉体的な性別に対して、「男らしさ」、「女らしさ」のように、歴史的・社会的・文化的につくられた性別を指します。社会やしつけ、教育によって後天的に形成されるものとされています。

### 女子差別撤廃条約

昭和54年（1979年）に国際連合で採択され、昭和56年（1981年）に発効しました。政治的・経済的・社会的・文化的・市民的その他あらゆる分野における男女平等の実現のため必要な措置を定めています。日本は、昭和60年（1985年）に批准し、男女雇用機会均等法や国籍法などの整備が行われています。

### ストーカー行為

恋愛感情その他の好意の感情、またはそれが満たされなかったことから、特定の人やその家族などに対して待ちぶせやつきまとい、乱暴な言動、名誉を害する行為などを繰り返して行うことをいいます。

### セクシャル・ハラスメント（セクハラ）

性差別の具体的な現れとして職場や学校などで起きる性的いやがらせを指します。相手の意に反した性的な言動であり、身体への不必要な接触、性関係の強要、性的なうわさを流す、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示等が含まれます。

### 男女共同参画社会

男女が、社会の対等なパートナーとして、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会です。男女が等しく政治的・経済的・社会的及び文化的

利益を得ることができ、ともに責任を担うべき社会を目指すものです。

「参画」とは、単なる参加ではなく、積極的に意思決定に加わるという意味が込められています。

### 男女共同参画社会基本法

男女共同参画政策推進の包括的根拠法。男女共同参画社会の実現を 21 世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置づけ、基本理念・方向を示し、国・自治体・国民の責務を定め、取り組みを推進するための法律です。

### 男女雇用機会均等法

雇用の分野で、男女に平等に機会が与えられ、待遇が確保されることを目指す法律です。また、女性労働者に関して、妊娠中及び出産後の健康の確保を図るなどの措置を推進することを目的とします。

### ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など親密な間柄にあるパートナー間においての身体的・精神的・性的な暴力を指します。

### 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、被害者の相談を受けたり、一時保護を行ったりするなどの機能を果たすことや、裁判所が発する接近禁止命令や退去命令について規定しています。

### ポジティブ・アクション

社会のあらゆる分野における活動の機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、機会を積極的に提供することを言います。審議会等委員の登用や、公務員の採用・登用等 dengan こうした措置が進められています。

### リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

平成 6 年（1994 年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱され、今日、女性の人権の重要な一つと考えられるようになってきました。

いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、思春期や更年期における健康上の問題など、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

### ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことです。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すものです。